

厚生労働大臣 川崎 二郎 様

平成18年1月24日

社会福祉法人日本身体障害者団体連合会

会長 小川 榮一

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会

理事長 藤原 治

財団法人全国精神障害者家族会連合会

理事長 小松 正泰

小規模作業所と新事業体系に関する緊急重点要望

厚生労働省はこのたび、障害者自立支援法に基づく新たな事業体系において、小規模作業所の方向性について提示しました。それは、個別給付事業を最終目的（ゴール）にしながら、＜地域活動支援センター＞を過渡的な受け皿とする方式であります。そして、団体補助による通所援護事業（補助額 110万円）は、今年度をもって終了するとしました。

これは、関係団体との事前協議を抜きに、唐突に出されたものであり、内容的にも従来の説明とは異なっています。また、新しい制度への移行には、大きな障壁が残っています。そのため、私たちは大変な衝撃を受けています。今回の方針は、小規模作業所の今後に大きな影響を与え、利用者を中心とする関係者の将来を決定するものであります。

小規模作業所の事業体系への円滑な移行を実現するため、私たちはここに次の点に関して、緊急に対応がなされるよう、強く要望いたします。

記

1. 「運用実績5年以上」の要件を撤廃ないしは緩和すること。

Ⅲ型において、「運用実績5年以上」を求める理由が理解できない。自治体の補助金の実績があれば、「要件を満たす」として良いのではないか。

2. 「実利用人数10名以上」の要件を緩和いただきたい。

山間、島嶼等において、利用者の確保はきわめて困難である。現行の通所援護事業の要件である「5名」に緩和いただきたい。「10名以上」が容易であるとすれば、具体的な説明を求めたい。

3. 法定化できない作業所に対し、救済的な措置を強く要望する。

法定化への要件が緩和されたが、諸般の事情で早急な法定化が著しく困難な作業所は少なくない。通所援護事業が終了するとしたら、それに代わる過渡的な救済策を強く求めたい。

4. 個別給付事業における「最低定員」の特例を拡大いただきたい。

最低定員は20名とされ、就労継続支援事業（雇用型）と過疎、離島等の地理的条件のみを10名の特例として認めているが、現行の「小規模通所授産施設」まで拡大いただきたい。

以上